

旭川市公共施設等総合管理計画
第1期アクションプログラム 施設再編計画案について

～目次～

- 1 施設再編計画の位置付け
- 2 第1期アクションプログラム本編(第2章 施設保有量の最適化)の概要
- 3 施設再編計画案の概要
- 4 調査審議の視点
- 5 施設再編計画の策定作業と並行し、検討及び協議を進めている主な取組

～施設再編計画の策定スケジュール～

- 旭川市行財政改革推進委員会における調査審議
 1回目：10月24日 2回目：10月29日 3回目：11月1日 4回目：11月8日
- 市民意見提出手続き 平成30年11月30日～平成31年1月15日
- 策定予定 平成31年1月下旬

1 施設再編計画の位置付け

施設再編計画は、昨年度、調査審議事項であった「第1期アクションプログラム本編」のうち、「第2章 施設保有量の最適化」に関する具体的な取組内容をまとめたもので、今年度は、この施設再編計画が調査審議事項となっています。

1 取組の方向性の整理

- 旭川市公共施設等総合管理計画の策定(H28.2)
・期間:2016～2039年度

2 具体的な取組内容の整理

- 第1期アクションプログラム(期間:2019～2027年度)

本編策定
(H30.3)

施設再編計画(今年度策定予定)

施設保全計画

3 具体的な取組の実施

- 第1期アクションプログラムに基づく具体的な取組の実施(2019年度～)

本編及び施設再編計画等の関係

【本編: 第2章】施設保有量の最適化

具体的な取組内容 → 施設再編計画

【本編: 第3章】公共建築物の適切な維持管理

具体的な取組内容 → 施設保全計画

【本編: 第4章】コストの抑制と財源確保

【本編: 第5章】土木系公共施設

【本編: 第6章】公共施設マネジメントの実践

2 第1期アクションプログラム本編(第2章 施設保有量の最適化)の概要

施設再編計画案は、本編に記載している「基本的な考え方」を踏まえ、施設評価の実施、重点的に取り組む課題を設定しながら作成しています。

基本的な考え方

1 新規整備の抑制

新規整備について、計画策定済みのものや供給処理施設等を除き見合わせます。

今後の社会状況等の変化等により、新規整備の必要性が生じたものは、別途、市民参加を経ながら検討します。

2 老朽化施設に関する建替えの抑制

その機能を他の既存施設の運用上の工夫により対応することを検討し、新たにスペースを確保する必要がある場合は、他の既存施設の改修等により確保することを基本とします。

3 民間事業者等によるサービス提供への転換等

民間事業者や地域住民により提供可能なものは、サービス提供者や手法の見直しを行います。

進め方

施設評価

各公共建築物について、そこで実施している事業・機能との関係性をもとに、事業等を実施する上で必要なスペースの確保手法を整理します。

それにより、「老朽化施設に関する建替えの抑制」や「民間事業者等によるサービス提供への転換等」を図ります。

重点的に取り組む課題

管理計画の期間内に老朽化への対応を要するものや、既に機能の確保手法が課題となっているものについて、重点的に取り組む課題として検討します。

(主な検討事項)

建築年数が経過している3か所の支所、文化施設(音楽ホール)、体育施設、集会施設機能を有する公共建築物、建築年数が経過している公共建築物を抱える農山村地域における取組

3 施設再編計画案の概要

施設再編計画は、「施設類型別再編計画」と「目標値の設定」から構成しており、特定財源を活用するための根拠や施設利用者等と協議を進めるための市の考え方を示すものです。

構成

【施設類型別再編計画】

- 各施設についての将来像を示すもので、施設の類型ごとに、12の大分類(20の中分類)で整理します。

【目標値の設定】

- 管理計画を着実に推進するため、保有延床面積ベースでの削減目標値を設定します。

期間等

- 第1期アクションプログラムと同様、2019～2027年度を期間としていますが、第2期以降のものも含めています。

- 目標値の設定についても、同様であり、管理計画終了時(2039年度)を想定しています。

性質

【特定財源活用との関わり】

- 施設整備、解体撤去等について、国の財政措置を受けるための根拠となるもの。

【現在想定しているもの】

新庁舎整備、バリアフリー化の工事など

【施設利用者等との関わり】

- 施設利用者等と協議を進めるに当たっての市の考え方を示すもの。

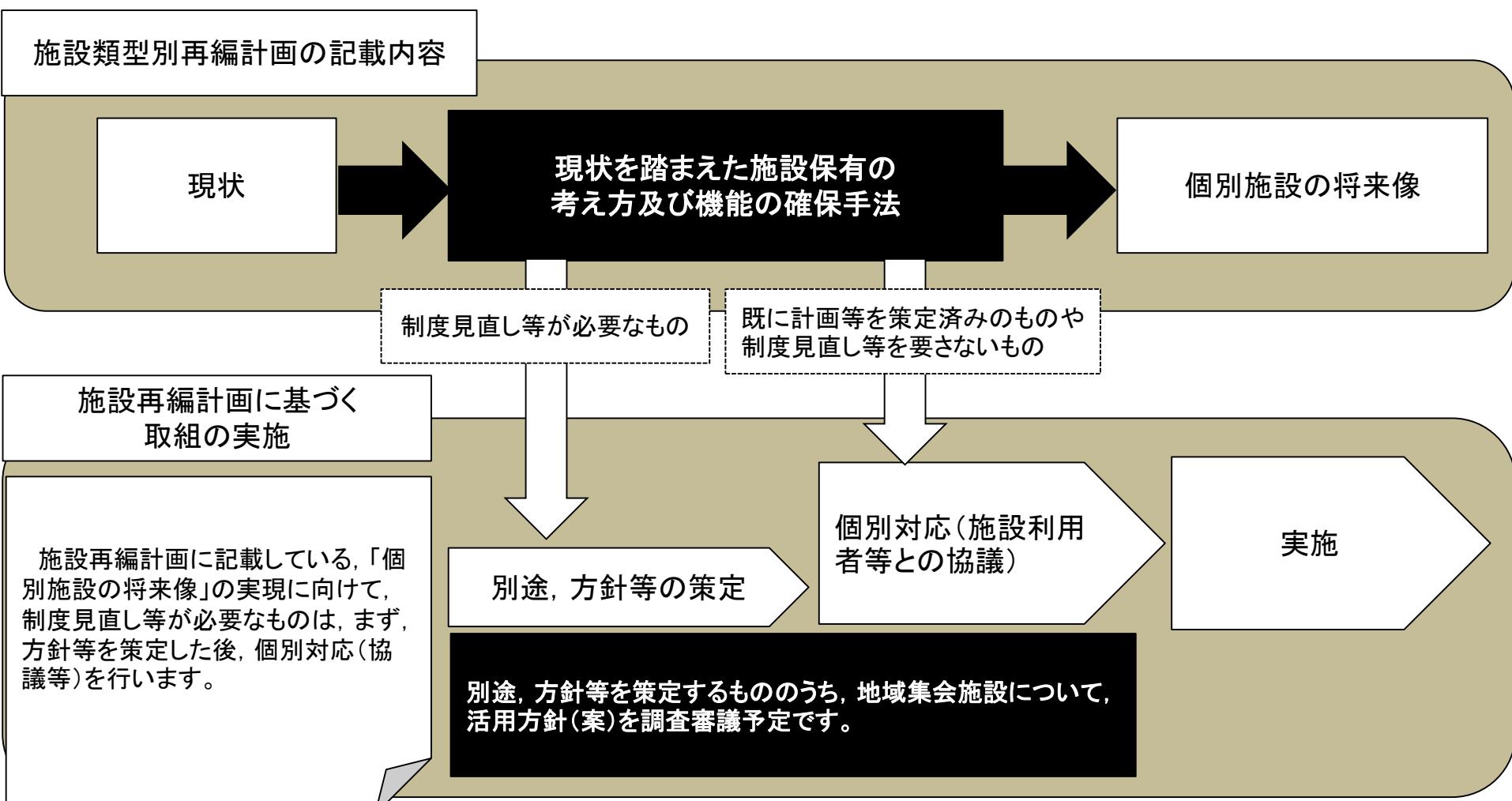
※他の計画で整理しているものを除き、廃止等を決定するものではない。



特定財源の動向、施設利用者等との協議状況を踏まえながら、毎年度見直しが必要。

4 調査審議の視点

施設類型別再編計画では、施設類型ごとに、「現状」、「現状を踏まえた施設保有の考え方及び機能の確保手法」、「個別施設の将来像」を記載しています。それらのうち、「現状を踏まえた施設保有の考え方及び機能の確保手法」を中心に調査審議をお願いします。



5 施設再編計画の策定作業と並行し、現在、検討及び協議を進めている主な取組

施設再編計画の策定作業と並行し、現在、具体的に検討及び関係者と協議を進めている主な取組は次のとおりです。

項目	取組の概要	現時点での状況
地域集会施設の共通基盤化に向けた取組	公民館の老朽化等に対応するため、主に地域住民に機能を提供している集会施設について、これまでの目的別の整備・運用を見直しし、全ての対象施設において、多様な利用目的に対応できるようにするもの。	関係課長による作業グループを設置し、全庁的な使用料・手数料の見直しスケジュールと連動しながら、平成32年度実施に向けて関連作業を進めている。
公民館分館の在り方の見直し	一部の施設を除き、老朽化が進んでいることや複数の町内会単位での利用となっていることから、順次、地域会館（地域住民が管理する施設）に移行しようとするもの。	地域集会施設の共通基盤化に向けた取組や地域会館に関する補助制度の見直しとも連動しながら、関係する市民委員会や町内会と個別に協議を進めている。 地域との協議状況を踏まえながら、平成32年度以降順次実施予定。
西神楽地域における施設再編の取組	西神楽地域は、支所、公民館、市営住宅など複数の老朽化施設があることから、既存施設を活用した市民サービスの提供や地域特性を踏まえた新たな市民サービスの提供により、施設再編等に関する各種取組に反映しようとするもの。	支所機能を他の公共施設（西神楽農業構造改善センター）に移転することと、健康を切り口とした新たな市民サービスの取組を行うことについて、具体的に検討を進めることを地域と合意。 現在、関係各課と地域住民による作業グループを設置し、レイアウトや支所移転後の敷地活用、健康に関する事業展開の検討を進めている。 支所機能の移転については、増築工事を要するため、予算編成作業の中で調整、健康に関する取組についてはモデル的に次年度から実施することを検討中。